

年末調整 ～ 扶養控除って？ ～

いつもお世話になっております。

今、事務所のあるマンションでは定期修繕工事中です。電話のときなど、聞き取りづらいこともあるかもしれませんが、来年の春まで何卒よろしくお願いいたします。

さて、先週の通信でも取り上げました年末調整ですが、(枚目の扶養控除等申告書では「所得税」を算出するための「扶養控除」の額を正確に算出します。

収入 - 控除額 (給与所得控除 + 扶養控除 + 社会保険料控除 + etc...) = 課税給与所得額 ※この金額から内める金額を算出します。

この扶養控除額は1年間のご家庭の状況が反映されます。

誤申告や未申告で所得税が増えるなんてこともありますので要注意です(=)

例えば...

- パートの奥さんがいる → 「控除対象配偶者」かも
- 甥の経済的な面倒を見ている → 「扶養親族」かも
- 学生の息子がいる → 「特定扶養親族」かも
- 同居中のリタイアした親の年齢が70歳になった → 「同居老親等」かも
- また、自分を含めた家族が
- 障害者手帳を持っている → 「障害者控除」があるかも
- 妻と離婚し、ひとりて子供を育てている → 「寡夫控除」があるかも
- 学生でありながら働いている → 「勤労学生控除」があるかも



収入控除や年金、同居・別居の別、離婚・死別の別などの条件で税控除が変更しますので、漏らさずご記入ください。よろしくお願いいたします。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡くださいませ。